【実施要領書】

横浜国際プールの利活用について

企業等の皆さまとの「対話」を実施します(2回目)

横浜国際プールについては、施設の老朽化により、様々な設備機器等の更新の機会を迎えていることや、 令和3年度の包括外部監査において、施設の運用方法に関する意見があったこと等から、令和4年度には、 主にメインアリーナの利活用について民間事業者の創意工夫やノウハウを参考にしながら検討を進めるた め、サウンディング調査を実施しました。

今回のサウンディング調査では、メインアリーナのみでなく、敷地全体や周辺エリアまで検討範囲を広げます。横浜市中期計画 (2022-2025) に掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現にも寄与するような機能についても幅広く意見を求め、子育て世代が多く住む都筑区を中心とした北部エリアにふさわしい大規模スポーツ施設のあり方を検討します。

対話の実施 ※事前申込制 ※一団体5人まで

※アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います

【申込期間】令和5年7月28日(金)10時から令和5年8月21日(月)17時まで

【申 込 方 法】別紙1「エントリーシート」をご記入の上、

件名を<u>「【対話申込】横浜国際プールサウンディング調査」</u>として、 下記申込先へEメールでお申込みください

【対 象 者】企業等の皆さま(事業の実施主体となる意向を有する法人若しくは法人のグループ)

【実 施 期 間】 今和5年8月22日 (火) から 令和5年9月13日 (水) まで

※一団体ごと30分~1時間程度、日時は申し込み後個別に調整します

【実 施 場 所】横浜市役所(〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10)

【実施方法】直接対話 または WEB会議システムによる対話

【対話資料の提出】対話実施日の3日前(土日祝日を除く)までに、<u>別紙2「様式」</u>をご記入の上、

件名を「【対話資料の提出】横浜国際プールサウンディング調査」として、

下記申込先へEメールでご提出ください

現地見学会・事前説明会 ※事前申込制 ※一団体5人まで

※現地見学会・事前説明会への参加は、対話参加への条件とはなりません

対話の実施及び施設の概要等について、事前の現地見学会及び説明会を開催します。

【申込期間】令和5年7月28日(金)10時から令和5年8月3日(木)17時まで

【申込方法】件名を「【説明会申込】横浜国際プールサウンディング調査」として、

法人名・連絡先・参加人数を記載して、下記申込先へEメールでお申込ください

【 日 時 】令和5年8月9日(水)14時から16時まで(予定)

【 場 所 】横浜国際プール(横浜市都筑区北山田七丁目3-1)

質問の受付

対話の実施に関して質問がある場合は、別紙3「質問書」をご記入の上、

件名を「【質問】横浜国際プールサウンディング調査」として、下記申込先へEメールでご提出ください

【受付期限】令和5年7月28日(金)10時から令和5年8月9日(水)17時まで

【 回 答 】令和5年8月15日(火)(予定)HP上で公表

申 込 先 横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

Eメール: nw-sports@city. yokohama. jp

詳細については、市ホームページのこちらからご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/sports/shinko/kanriunei/sounding2.html

1 検討にあたって

(1) 検討の背景

横浜国際プール(以下、「本施設」という。)は、市民の健康増進や体力づくりはもとより国際級の大会をはじめとする各種大会の開催や、選手・指導者の養成など幅広く活用できる室内総合競技場として建設され、平成10年7月の開館から25年が経過しています。

本市では、本施設が老朽化により様々な設備機器等の更新の機会を迎えていることや、運営上の課題も表面化していることから、本施設の今後の利活用について検討してきました。

第3期スポーツ基本計画をはじめとした国の政策や、本市での第3期横浜市スポーツ推進計画の策定など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しているなか、スポーツ施設に求められている役割も変化しており、スポーツ活動の場であるとともに、市民により必要とされ、地域のさらなる魅力向上に寄与する役割も期待されています。

幅広い世代に向け、体を動かす機会・環境を提供する場であり続けるとともに、子育て世代が多く住む都筑区を中心とした北部エリアを、遊びや運動によって子どもを健やかに育てられるまちとし、横浜市中期計画(2022-2025)に掲げる基本戦略<u>「子育てしたいまち 次世代を共に育む</u>まち ヨコハマ」の実現にも寄与するよう、計画的に進めていく必要があります。

以上のことから、社会情勢の変化を的確にとらえ、さらなる市民サービスの向上及び持続可能な施設運営を目指すだけでなく、本施設を市民に選ばれる施設とし、本市が掲げる政策にも寄与するため、子育て世代が多く住む都筑区を中心とした北部エリアにふさわしい大規模スポーツ施設のあり方について、検討を続けてまいります。

(2) 施設概要

2) 旭似似安	施設概要
しゅん工	平成10年(1998年) 4月1日
所在地	横浜市都筑区北山田七丁目3-1
敷地面積	75, 844. 670 m ²
延床面積	35, 876. 940 m ²
建築面積	23, 385. 980 m²
構造/階層	SRC造 地上3階 地下2階
用途地域	第二種中高層住居専用地域 (建ペい率60% 容積率150%)
高度地区	第三種高度地区
防火·準防火地域	準防火地域
その他の規制等	横浜北部新都市第一地区土地区画整理事業(※事業完了)
	高さが10mを超える建築物/4.0 m/3時間/2時間
	周辺地区又は自動車ふくそう地区
	港北ニュータウン街づくり協議地区

- ※ 建築基準法旧38条認定を取得している施設であることを考慮した提案内容としてください。
- ※ その他の敷地条件は、横浜市行政地図情報等をご確認ください。

2 現在の施設状況

(1) 施設運営状況

	【メインプール】
	$50 \text{m} \times 10$ コース(国際公認プール)
	両端10m: 水深0~2.5mまで調整可能
	中央30m: 水深0~3.5mまで調整可能
	【ダイビングプール】
	25m×25m (国際公認プール)
	水深5m
メインアリーナ	飛び込み台の高さ 10、7.5、5、3メートル
(夏季:メインプール、	飛び板の高さ 3メートル (2枚) 、1メートル (4枚)
ダイビングプール)	【スポーツフロア】
(冬季:スポーツフロア)	************************************
(冬学・スポーノブロデ)	·
	ヤーあり
	〈個人利用例〉
	・テニスコート5面
	〈大会利用例〉
	・テニスコート5面
	・バレーボール、バスケットボール、フットサルコート4面
	・バドミントンコート20面
11 3 0	50m×8コース (国際公認プール)
サ ブ プ ー ル	観客席 355席
	約32m×約19.5m
	バスケットボールコート1面
サブアリーナ	バレーボールコート1面
	バドミントンコート3面
	【多目的ホール】
	約210㎡ 高さ4m
5 - 11	【会議室1】
多目的ホール	99. 9 m ²
会議室	【会議室2】
	$8.3\mathrm{m}^2$
	【会議室3】
	75. 4m²
多目的コート	テニスコート2面
トレーニング	有酸素系マシン22台、ストレングスマシン15台、ストレッチスペ
N - A	ース、ドリンク用冷蔵庫を完備。
NET NA	横浜市スポーツ協会・コナミスポーツ ・トーリツグループ(指
運営	定管理)
	【トレーニングルーム・サブアリーナ】
	平 日 :9:30~22:30
	土・日・祝:7:30~21:30
	【サブプール(通年)・メインプール(夏季)】
利用時間	
714	土・日・祝:7:30~21:30
	【休館日】
	【
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	年間約2か月休館

- (2) 参考資料
- ア 横浜国際プール 施設概要 施設図面、事業報告書、利用料金表、設備一覧、備品台帳、工事履歴
- イ 横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン
- ウ 令和3年度包括外部監査報告書(抜粋)
- エ 横浜国際プール 公開空地求積図面
- オ 横浜国際プール 防火区画図

3 事業を提案するにあたっての前提条件

(1) 老朽化に伴う設備の更新及び施設の改修

【参考】老朽化している主な設備

中央監視装置、大型ビジョン(メインアリーナ・サブプール)、入退場ゲート(メインアリーナ・サブプール)、空調(メインアリーナ(サブプールは空調なし))、リザルトシステム(メインアリーナ・サブプール)

(2) 令和3年度包括外部監査での意見「メインアリーナの夏季をプール、冬季を体育館とする運営方法(床転換)について、その転換作業に係る費用や期間の経済性の点から課題があり、通年プールか通年体育館への1本化を検討すべき。」

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kansa/2021/0221houkatsu.html

(3) 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」をふまえた、持続可能な施設運営のための歳入確保や歳出削減

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html

(4)横浜市中期計画(2022-2025)に掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に寄与する施設とすること

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022-.html

4 対話の内容(当日の対話においてお聞きしたいと考えている項目です。)

主に以下の項目について、ご意見 • ご提案をお聞かせください。なお、<u>自らが施設改修の実</u>施主体となることを前提とし、実現可能なご意見 • ご提案をお願いします。

対話の際には、事前に提出いただいた別紙2「様式」_{**2}に沿って、ご説明をお願いします。それをふまえて本市側から質問等をさせていただきながら、対話を実施いたします。だたし、一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

- ※ 提案内容等によっては、進行方法を変更する場合があります。
- ※2 別紙2「様式」については任意様式も可とします。ただし、内容・総ページ数は別紙2 をふまえて作成してください。
- $\underline{\%3}$ 幅広いアイデアを提案いただきたいため、項目 $1\sim3$ については、全ての提案が必須条件ではありません。項目 $1\sim3$ のいずれかのご提案でも結構です。

【内容】

項目	内 容
1 横浜国際プール	(1) メインアリーナの床転換の有無
施設改修に関す	※どちらの方向性を示すかにかかわらず、令和3年度包括外部監査の結果
る提案	において指摘された経済的課題点について、解決可能であることを前提と
	した提案
	ア (1)の提案とした理由 (優位性の根拠)
	例)収益性・ニーズ、維持管理の観点等

イ (1)の方向性を踏まえた、施設の魅力向上につながる運営やサービスの より具体的な提案 ウ(1)の提案によって影響を受ける利用者が代替利用する施設(横浜市 内、神奈川県内)の想定 (2) サブプールに関する提案 ア 改修に関する提案 老朽化設備の更新のほか、施設の魅力向上につながる具体的な改修提案 イ アの改修を踏まえた、施設の魅力向上につながる運営やサービスの具体 的な提案 ウ (1)の提案によって影響を受ける場合、各種大会等が開催可能な改修の 提案 (3) メインアリーナ、サブプール以外での提案 ア 中期計画に掲げる基本戦略の実現に寄与するための施設の魅力向上に つながる運営やサービスのより具体的な提案 例) 託児機能付きジム、子どもが遊べるスペース等 イ アの提案とした理由(優位性の根拠) 例) 収益性・ニーズ、維持管理の観点等 ウ 横浜国際プールの集客につながる運営やサービスのより具体的な提案 例) 国際プールを利用しない人も気軽に立ち寄れるカフェ等 エ ウの提案とした理由(優位性の根拠) 例) 収益性・ニーズ、維持管理の観点等 2 横浜国際プール(1) 敷地全体(緑地部分含む)を活用した中期計画に掲げる基本戦略の実現 の敷地全体に関 に寄与するための魅力向上につながる運営やサービスの具体的な提案 する提案 例) 大型遊具の設置等 (2) (1)の提案とした理由(優位性の根拠) 例) 収益性・ニーズ、維持管理の観点等 (3) その他新たなサービス等の提案 3 横浜国際プール(1) 周辺エリアの魅力向上につながる運営やサービスの具体的な提案 の最寄り駅であ ※1、2での提案による効果を最大限引き出すための、街づくりの観点も る北山田駅を含 踏まえた、周辺エリアとの連携に関する提案 めた周辺エリア ※子育て世代が多く住む都筑区を中心とした北部エリアにふさわしい大規 模スポーツ施設としての地域振興策 に関する提案 (2) (1)の提案とした理由(優位性の根拠) 例) 収益性・ニーズ、維持管理の観点等 4 事業スケジュー(1) 設計・改修・工事等に必要なスケジュール ル等 ※1、2、3それぞれの提案にあたる部分を明確にすること。 (2) 事業費 ※簡単な内訳も記載 ※1、2、3それぞれの提案にあたる部分を明確にすること。 (3) 事業手法 ※より行政負担が少ない手法

5 その他本市施	(1) 施設で取り組むサービスとして「第3期横浜市スポーツ推進計画」に掲
策への貢献	げる「スポーツ都市横浜」の実現につながる取組
	(2) その他、本市の施策と連携の可能性
6 収支見込	想定される単年度収支見込
	※国際プール事業報告書等参照
7 その他	(1) 施設の優位性や潜在的可能性、事業推進・運営上の課題・問題点など
	(2) 想定改修、管理運営などについてのその他の提案

5 留意事項(必ずご覧の上、ご参加ください。)

- (1)参加及び対話内容の扱い
 - ア 対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
 - イ 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、 あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではありません。
- (2) 対話に関する費用及び説明資料の提出 対話への参加に要する費用は、参加企業等の負担とします。
- (3) 追加対話への協力 必要に応じて追加対話(文書照会含む)等を行うことがあります。ご協力をお願いします。
- (4) 実施結果の公表
 - ア 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
 - イ 公表にあたっては、事前に参加企業等に内容の確認を行います。
 - ウ 参加企業等の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。
- (5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の 処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体 イ 横浜市界力団排除条例(平成23年12日横浜市条例第51号)第2条第2号に担定する暴力団、同条第4号
- イ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)
- ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実 がある者

6 対話の実施担当・お問合せ先

(1) 所管課

横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

(2) 所在

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所30階

(3) お問合せ先

電 話:045 (671) 3583 F A X:045 (664) 0669

E-mail: nw-sports@city.yokohama.jp